

基本的な出入国情報

知っておくべき重要な言葉と文書:

- D/S は “duration of status” [「資格期限」] のことで、あなたが自分の資格を維持している限り米国に在在することを許可されているという意味です。これは、通常あなたのI-94 とI-20 あるいはDS-2019 の両方に記されています。
- DSO (Designated School Official) [指定学校職員] は出入国関連事で国土安全保障省または国務省とやり取りをする権限を持つ学校機関の担当者を指します。これは、International Student and Scholar Services (ISSS) 事務局の外国人留学生アドバイザーのことで、
- Grace period [猶予期間] は、あなたの学業修了後、米国を出国する準備のため、あるいは他のSEVIS認可の学校機関へ編入するために活用できる期間のことです。この期間の長さは、ビザの種類や状況によって変わります。
- I-94 は、米国への飛行機の中、あるいは入国地であなたが記入した出入国記録です。あなたが米国に在在の間、この出国部分を保持しておかなければなりません。もしあなたのI-94 にD/Sと記載されてなければ、すぐにISSSの外国人留学生アドバイザーに知らせて下さい。
- Non-Immigrant [非移民] は、期限付き、一時目的のために米国への入国を希望する外国人、そしてその目的終了後、米国からの出国を予定している外国人として定義されます。F-1 とJ-1 の学生は、non-immigrants [非移民] です。
- Passport [パスポート] は、あなたの母国により旅行目的で発行される文書です。有効期限が6ヶ月以上残っていなければなりません。
- SEVIS (Student and Exchange Visitor Information System) [学生・交流訪問者情報システム] は、I-20 や DS-2019 を発行するために使用されるデータベースです。このデータベースは、学生身元情報、在学、住所、就労許可、手当申請などといったあなたのデータや出来事を報告するために権限のある DSO [指定学校職員] によってのみキャンパス内から接続できます。
- Status [資格・身分] は、米国入国を許可された非移民の実際の活動を指します。学生にとって、あなたの目的は学ぶことです。

- Visa [ビザ] は、米国大使館または領事館があなたのパスポートのページに添付した判です。これは、あなたに米国入国地で入国を要求する権利を与えるものです。米国ビザは、ビザの種類、入国を要求できる回数、そしてそのビザを使って入国を要求できる最後の日を示します。この文書は、あなたが自分の資格を維持している限り、あなたが米国にいる間に期限が切れても構いません。

全日制課程条件：

USCIS (U.S. Citizenship and Immigration Services) [米国移民許可局] の規則では、学生は各学期フルタイムで在籍していなければならないと述べています。夏期クラスの在籍は、あなたの最初の入国書類 (I-20 または DS-2019) にあなたのプログラムは夏学期から始まると示していないかぎり必要ありません。あなたは、その最初の夏学期中、在籍していなければなりません。

全日制課程	秋・春学期	夏学期
大学生	最低履修単位時間：12 単位	最低履修単位時間：6 単位
助手をしていない大学院生	最低履修単位時間：9 単位	最低履修単位時間：5 単位
.4 以上の助手をしている大学院生	最低履修単位時間：6 単位	最低履修単位時間：3 単位
英語プログラム	最低履修単位時間：18 単位	最低履修単位時間：10 単位

注：1 科目 3 単位の通信教育のみ全日制課程の必要条件として数えられる。

全日制課程の条件には、ほとんど例外がありません。あなたがフルタイムで在籍することは非常に重要です。もしある理由で全日制課程よりも落とさなければならないと思うことがあれば、すぐに ISSS の外国人留学生アドバイザーに予約を入れて下さい。これは、あなたが科目を落とす前に行なわなければなりません。

就労許可：

USCIS は、学期中最大週 20 時間、休暇中は無制限で F-1 と J-1 学生にキャンパス内で働くことを許可しています。J-1 学生はまた、スポンサーがカンザス州立大学でない場合、キャンパス内で働くことを許可するスポンサーからの文書が必要であることに注意して下さい。

住所条件：

- 入国管理は、あなたが常に有効な現地の住所を持っていることを要求します。いかなる住所変更も変更から 10 日以内に iSIS を通じて更新しなければなりません。
- www.k-state.edu へ行き、iSIS をクリック。あなたの eID とパスワードでログイン。
 - Campus Personal Information をクリック
 - そして Addresses をクリック
 - 新住所を追加
 - 国は米国でなければなりません
 - Address 1, City, State と Postal の項目に情報を記入
 - ok をクリック
 - 次の画面で住所の種類を選択しなければなりません：
 - “HOME” のボックスを選択
 - Save をクリックすることを忘れずに。

編入情報：

カンザス州立大から編入：

どんな時にもあなたの SEVIS 記録に接続できるのは一つの米国学校機関のみです。カンザス州立大学によって発行された I-20 を所持し、他の米国の SEVIS に認可された学校機関へ通うつもりであれば、あなたの SEVIS 記録は ISSS によって新しい学校機関へ移さなければなりません。移行日後、新しい学校機関は新しい I-20 をあなたに支給できるようになります。あなたは、以下の編入手続きを済ませなければなりません。

編入による転出手続き：

1. 米国内の他の学校機関へ申請し入学許可を得る。
2. ISSS に問い合わせ、the Request to Release SEVIS Record [SEVIS 記録移行申請] を記入。あなたは、新しい学校機関へ入学文書のコピーを提出する必要があります。
3. ISSS があなたの申請を確認し、SEVIS へ編入移行情報を入力。
4. 退学アンケートへ記入し、ISSS へ提出。
5. 新しい I-20 受取りについて新しい学校機関へ問い合わせ。

あなたが新入生としてカンザス州立大学へ編入したばかりなら、ISSS から新しい I-20 を受け取らなければなりません。あなたの新しい I-20 あるいは手続きについて質問があれば、ISSS に問い合わせ、外国人留学生アドバイザーに相談して下さい。

役に立つ情報：

- すべての入国関連書類を安全な場所に保管すること。

- 記録として入国関連書類のコピーをとっておくこと。
- I-20 または DS-2019 を捨てないこと。

International Student & Scholar Services
104 International Student Center, Kansas State University, Manhattan, KS 66506
Phone: 785.532.6448 Fax: 785.532.6607 Email: iss@ksu.edu Web: www.ksu.edu/iss